

# 農業労賃等標準額を改定

令和3年度の町農業労賃等標準額が右表のとおり決まりました。適用期間は4月1日から来年3月31日までです。次の留意事項も併せてご確認ください。

▶留意事項 ▶人力の部の実働時間が1日8時間を越えた場合は、1時間単位で超過額を加え、8時間未満の場合は、1時間当たりの金額を800円とする▶機械の部の標準額には全てオペレータ賃金と燃料代を含む▶湿田の耕起、刈り取り脱穀(コンバイン)は、10㍻当たり1,100円増し▶刈り取り結束の結束用縄代は委託者負担▶もみの運搬費用は、10㍻当たり1,100円▶牧草ラッピングは、ラップフィルム代を含む▶5㍻未満の代かきは、1割増し▶牧草こん包(ロールペーラ)の基準は1㍻×1㍻▶標準額には消費税や地方消費税は含まれていない▶農地の地理的条件や作業条件による増減額は、受託者と委託者の協議し決める▶そのほか詳細は両者の話し合いで決める

## 農地の権利を取得する際は相談を

町では、農地の権利を取得する際に必要な面積の下限を、10㍻以上(権利を取得する者またはその世帯員がすでに耕作している農地と、新たに権利を取得する農地を合計した面積)と定めています。農地を取得する際の要件など、詳細はお問い合わせください。

◆問い合わせ 町農業委員会事務局(☎82-3111内線217)へ。

### ◆人力の部

| 種別   | 金額 | 標準額<br>(1日8時間) | 超過額<br>(1時間当たり) |
|------|----|----------------|-----------------|
| 水田作業 |    | 6,400円         | 1,000円          |
| 畑作業  |    | 6,400円         | 1,000円          |

※適用期間中に岩手県最低賃金が改正された場合は、標準額を最低賃金以上の額としてください。

### ◆機械の部

| 種別   | 使用機械・区分    | 単位          | 標準額            |
|------|------------|-------------|----------------|
| 水田作業 | 耕起         | 耕運機およびトラクター | 10㍻ 6,100円     |
|      | 代かき        | 〃           | 〃 6,900円       |
|      | くろめり       | くろめり機       | 1㍻ 60円         |
|      | 田植え        | 田植機         | 10㍻ 6,600円     |
|      | 刈り取り結束     | バインダー       | 〃 7,400円       |
|      | 刈り取り脱穀     | コンバイン       | 5㍻未満 1㍻ 1,710円 |
|      |            |             | 10㍻未満 〃 1,610円 |
|      |            |             | 10㍻以上 〃 1,510円 |
|      | 乾燥         | 乾燥機         | 10㍻ 7,600円     |
|      | 脱穀         | 全自動脱穀機      | 1時間 4,100円     |
| 畑作業  | 転作田草刈り     | 特に設定なし      | 10㍻ 5,100円     |
|      | 全一般        | 耕運機およびトラクター | 〃 5,900円       |
|      | 大豆刈り取り     | 汎用コンバイン     | 〃 12,100円      |
|      | 種まき        | コーンプランター    | 〃 3,100円       |
|      | 刈り取り       | コーンハーベスター   | 〃 9,100円       |
|      | 牧草こん包      | ロールペーラ      | 1個 1,600円      |
|      | 牧草ラッピング    | ラッピングマシン    | 〃 1,600円       |
| 共通   | たい肥散布      | マニユアスプレッター  | 10㍻ 3,200円     |
|      | 薬剤散布(薬剤別途) | 噴霧器         | 〃 1,100円       |
|      |            | ブームスプレーヤー   | 〃 1,500円       |

## 固定資産税の情報です

# 震災減免は令和2年度で終了

東日本大震災の発災以降継続して

きた固定資産税の津波浸水区域等軽減措置を令和2年度で終了し、令和3年度からは通常課税に戻ります。

令和3年度の賦課期日(令和3年1月1日)に課税となる資産を所有する人には固定資産税の納税通知書を4月中旬までに送付しますので、期限までに納付をお願いします。また、所有する資産が全て課税減免または免税点未満となった人には、納税通知書は送付しません。

▽納期限 ▼第1期：4月30日▼第2期：8月2日▼第3期：11月30日▼第4期：来年1月31日

■固定資産税の評価替え  
固定資産の価格(評価額)は3年ごとに見直されます。本年度がその評価替えの年になることから、土地と家屋の固定資産税額が前年と比べて変わっている場合があります。

■評価額が上昇した土地は令和2年度の税額に据え置き  
令和3年度は新型コロナウイルス感染症による景気悪化を考慮し、評価額が上昇した土地は前年度の固定資産税額を据え置いています。

ただし、次の場合などは土地の税額が上昇します。

・地積の増加、課税地目に変更があった土地

・東日本大震災の軽減措置対象となっていた土地

・住宅用地などの各種特例が終了または変更となった土地

令和3年度の「土地・家屋等縦覧帳簿」の縦覧を行います。この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産の価格が適正かどうかを判断するために、縦覧制度によりほかの固定資産の価格や面積などを見ることができ、非公開となります。

▽縦覧期間 4月1日～4月30日  
※土・日曜日、祝日は除く  
▽時間 午前8時半～午後5時15分  
▽場所 町税務課

▽縦覧できる人 ▼納税義務者▼納税管理人▼代理人——など  
▽持ち物 本人確認証明書(運転免許証、保険証など)

※代理人の場合は委任状も必要です。

### ■固定資産税の縦覧

◆問い合わせ 町税務課資産税係(☎82-3111内線113、114、118)へどうぞ。

町税務課資産税係

町税務課資産税係

町税務課資産税係

町税務課資産税係

町税務課資産税係

町税務課資産税係

町税務課資産税係

町税務課資産税係

町税務課資産税係